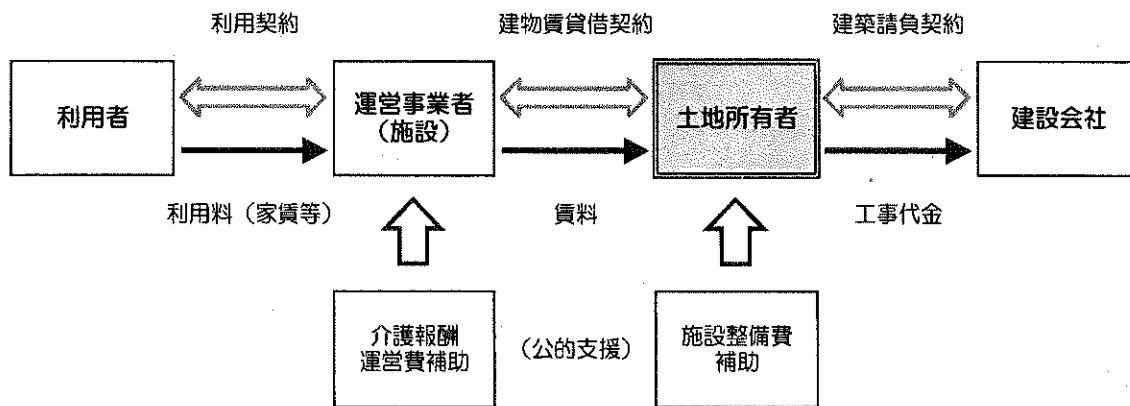


オーナー型補助制度の概要

施設種別	概要	施設規模	敷地面積	整備費補助単価 (新築の場合)	備考
認知症高齢者 グループホーム	要介護1(一部要支援2)以上の認知症の方が対象。9人1単位で家庭的な共同生活を送る住まい。	最大3ユニット (定員27人)	300~1,000㎡程度	1ユニット当たり 2,000万円	併設加算あり 重点的緊急整備地域 においては、1ユニット当 たり3,000万円
都市型軽費 老人ホーム	都市部等において低所得者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム。	定員5人以上 20人以下	400~600㎡程度	定員1人当たり 400万円	併設加算あり 対象地域は23区、武蔵野市、三鷹市(一部地域)
ショートステイ (単独型・病院等 併設型)	要介護者が短期間入所する施設。生活支援・介護サービスが提供される。	定員20人以上 (単独型の場合)	500~600㎡程度 (定員20人の場合)	定員1人当たり 387万円	区市町村の整備目標を 超過している場合は、 定員1人当たり193万5 千円
介護専用型 有料老人ホーム	介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム。	定員30人以上	1,500~2,000㎡程度 (定員50人の場合)	定員1人当たり 200万円	
特別養護 老人ホーム	要介護3以上の方が対象の介護保険施設。生活支援・介護サービスが提供される。	定員30人以上	3,000~4,000㎡程度 (定員100人の場合)	定員1人当たり 500万円 (ユニット型の場合)	整備率に応じて最大1.5 倍の促進係数や各種 加算あり

【オーナー型補助制度の仕組み】



○土地を運営事業者に貸与し、事業者が施設を建設する方法（事業者整備型）もあります。その場合、事業者に対して、施設整備費補助や土地賃借料補助などの公的支援があります。

○施設整備費補助については、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームは区市町村から、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム、特別養護老人ホームは都から補助されますが、整備をお考えの際は、まずは整備地の所在区市町村にご相談ください。